

森林地域の変更に係る埼玉県国土利用計画審議会への意見聴取に
関する取扱いについて（案）

令和6年5月15日
埼玉県国土利用計画審議会

国土利用計画法（昭和49年法律第92号）第9条第6項に規定する森林地域（以下「森林地域」という。）の変更に係る同法第9条第14項において準用する同条第10項の規定に基づく埼玉県国土利用計画審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取に関する取扱いについては、下記のとおりとする。

記

森林地域の変更に係る審議会への意見聴取は、以下の審議会への事前の意見聴取及び報告をもってこれに代えることとする。

1 審議会への事前の意見聴取

次の場合に行う審議会への事前の意見聴取

（1）森林法（昭和26年法律第249号）第10条の2の開発許可（以下「林地開発許可」という。）の申請があったとき

ただし、林地開発許可の変更の申請にあつては、利用目的の変更又は開発区域の増加を伴うものに限る

（2）林地開発許可に先立って、都市計画法（昭和43年法律第100号）第12条の4の地区計画の区域その他の各種法令による区域の決定等をしようとするとき

2 審議会への報告

林地開発許可行為の完了した後に行う審議会への報告